

裾野駅西地区まちづくりニュース

編集・発行：裾野市建設部駅周辺整備課

〒410-1192 裾野市佐野1059番地 TEL 055-994-1274 FAX 055-994-1279

審議会委員選挙特集①

任期満了に伴う土地区画整理審議会委員選挙を令和5年8月20日に行います

選挙権・被選挙権を有するために届出が必要な場合があります。該当する権利者の方はお早めにお手続きをお願い致します。また、選挙日程や手続き・必要な届出等の詳細については今号を含め逐次、裾野駅西地区まちづくりニュースを通じてお知らせします。

土地区画整理審議会の役割

公共団体が行う土地区画整理事業では、土地区画整理法第56条の規定により、「土地区画整理審議会」の設置が義務付けられています。

審議会では事業を進めていく上で、仮換地の指定等の「意見を聞かなければならない事項」、また、特別の宅地について特別の定めをする場合等の「同意を得なければならぬ事項」について審議をします。

審議会委員は、施行区域内の「土地の所有者」及び「借地権者」を代表し、施行者(市)と権利者との間に立ち、権利者の意見の調整を行うことを主な役割としているため、法に定められた事項以外についても検討し、事業推進のための協議を行います。

審議会委員の構成と任期

◇審議会委員は、施行区域内の「土地の所有者」及び「借地権者」からそれぞれ別々に選出された委員並びに学識経験者で構成されます。

◇委員定数は10名です。

(8名は「土地の所有者」及び「借地権者」から選出、2名は市が学識経験者から選任)

選挙権と被選挙権

◇施行区域内の「土地の所有者」及び「借地権者」(それぞれ法人も含む)は、1人1つの選挙権および被選挙権を有します。

◇土地の所有者であり、かつ借地権者である方については、土地所有権・借地権についてそれぞれ1つの選挙権及び被選挙権を有することとなります。

普通の選挙との違い

審議会委員選挙は、市長選挙や議員選挙などと左記の点が異なります。

◇期日前投票、不在者投票、代理投票はできません。(選挙人自らの投票が必要です)

◇選挙人名簿に記載されていれば、住所が他道府県・他市町村であっても選挙権・被選挙権があります。

◇未成年者であっても選挙権はありますが、被選挙権はありません。親権者・後見人等の代理投票は認められません。

◇法人であっても選挙権・被選挙権があります。

審議会委員選挙のスケジュール

今回の選挙は次の日程を予定しております。

- 5月15日 選挙期日の公告
- 6月4日 選挙人名簿作成の基準日
- 6月28日 選挙人名簿の縦覧開始
- 7月11日 選挙人名簿の縦覧終了
- 7月24日 選挙人名簿の確定の公告
選挙すべき委員の数の告示
- 7月25日 審議会委員立候補の受付開始
- 8月3日 審議会委員立候補の受付終了
- 8月4日 審議会委員候補者の氏名・住所の公告
選挙場・投票時間・開票日時のご公告
- 8月20日 審議会委員選挙期日 投票・開票日
- 8月21日 当選人の住所・氏名の公告・通知

選挙を行う上で届出の必要な方

審議会委員の選挙は、「土地の所有者」及び「借地権者」それぞれに選挙権・被選挙権が認められていますが、次の①～③に該当する方が選挙権・被選挙権を有するためにはそれぞれ手続きが必要となります。なお、いずれの手続きも前回までの選挙時に申告していただいた方で、今回も変更のない場合は必要ありません。

① 未登記の借地権を有する方

未登記の借地権を有する方は基準日前日の令和5年6月3日までに「未登記の借地権の申告」をお願い致します。基準日までに申告が無い場合、選挙人名簿への記載がされず選挙権を行使することができません。

② 2人以上で土地の所有権または借地権を有する方

共有で土地を所有または借地している方は、その中で代表者を選任し、「代表者選任通知書」を届出する必要があります。この届出により選任された代表者に選挙権及び被選挙権が認められることとなります。選挙権を行使する場合は選挙当日の令和5年8月20日までに届出を済ます必要があります。

③ 土地の所有者が既に亡くなっているが、相続の手続きが済んでいない方

選挙人名簿には登記されている土地所有者の氏名等が記載されます。相続が済んでいない場合、この土地に係る相続人の中から代表者を選任し、市に「相続人代表者選任通知書」を届出することにより、代表者は選挙権及び被選挙権を行使することができます。選挙権を行使する場合は、選挙人名簿の縦覧期間満了日(7月11日予定)までに代表者の届出を済ます必要があります。